

# 名古屋理容美容専門学校後援会規約

## 第1条 名称及び事務局

この会は、名古屋理容美容専門学校（以下学校という）後援会と称する。

- 事務局を学校内に置き、運営をする。

## 第2条 目的

この会の目的は、理美容業界の向上・発展、学校の順調な発展を図り、後援会会員の発展に寄与するものとする。

## 第3条 会員資格

この会は、理美容業界に関連する者のうち入会を希望する者によって組織する。

- 新たに加会を希望する者は、別に定める加入申込書を提出、理事会の承認を得なければならない。  
承認が得られた後、その年度の会費を納入する。

## 第4条 会員資格の喪失

会員が特別の事由がなく1年間会費を納入しない場合は、その会員資格を喪失するものとする。

- 会員が希望により退会する場合は、特にこれを妨げない。尚、退会に当たっては退会届を提出すること。

## 第5条 事業

会員は、目的を達成するために次の事業を行う。ただし、強制は一切しないものとする。

- 業界を発展させるために行われる事業等に、積極的に協力する。
- 学校祭・体験入学等学校の行う事業について協力する。
- 学生募集（本科&通信科）に際し、協力する。
- 学校職員の研修について協力する。
- 学生の育成について協力する。
- 後援会会員の発展のためのセミナーを開催する（年2～3回）。
- その他、業界・学校・後援会会員の発展に必要な事業について協力する。

## 第6条 役員

この会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名

幹事	10名以内
会計	1名
会計監査	2名

#### 第7条 役員を選出

役員については、会員の中から選出する。立候補・他薦により候補者を募り、総会にて承認後決定する。

- 2 総会后、役員の話し合いのもと、会長・副会長・幹事・会計監査を決定する。

#### 第8条 役員の役割

会長は、後援会全体を統括し、総会・幹事会等の会議、セミナー等の総責任、学校行事への参加を主体とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の際には会長代理となる。
- 3 幹事は、広報部・教育部に分かれて担当する。広報部は、学生の募集に対する活動業務（高校訪問など）を行う。教育部は、教員に対する研修、学生に対する講習を主に行い、教員及び学生のレベルアップに努める。尚、会長及び副会長もそれぞれの業務に携わり、業務の遂行を確認する。
- 4 会計監査は、会計担当より1年間の会計業務の説明を受け、元帳・通帳などをチェックし、不明な点などないか確認業務を行う。

#### 第9条 役員の任期

役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

- 2 在任途中で、諸事情により退任を希望する場合は、会長に退任届を提出する。
- 3 役員が退任により空席となったポストには、必要に応じて新たに後任を置くことができる。後任の選出に関しては、幹事会での推薦もしくは退任者よりの推薦により幹事会で決定、のいずれかとする。尚、年度途中で新任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 第10条第2項に定める幹事会への出席率が著しく悪い場合は、幹事会の決定により役員を解任することができる。

#### 第10条 会議

毎年1回総会を開催し、毎月1回幹事会を開催する。開催に当たっては、会長が召集する。

- 2 幹事会は、基本的に毎月1回、会長・副会長・幹事・会計参加によって開催する。会議には、幹事の他に学校関係者（後援会事務局担当者&場合によって理事長）が出席し、協議に参加するものとする。
- 3 幹事の広報部・教育部の担当者は、必要に応じて臨時に担当部署のみで会議を行い、業務が滞りなく進むようにする。また、必要であれば会長に臨時幹事会の開催

を依頼することがある。

#### 第11条 会費

この会の会費は、年会費と臨時会費とする。

- 2 年会費は、12,000円とし、原則年度頭に所定口座に振り込むものとする。途中入会の場合も月割りにしない。
- 3 臨時会費については、幹事会の議決により決定する。

#### 第12条 その他

この規約に定めていない事項については、幹事会の協議によるものとする。

### 附則

#### 第1条 施行

この規約は、平成17年2月21日から施行する。

- 2 この規約は、平成18年2月20日に改定、施行する。
- 3 この規約は、平成22年6月1日に改定、施行する。
- 4 この規約は、平成23年3月15日に改定、施行する。
- 5 この規約は、平成26年2月18日に改定、施行する。